利用者の皆さまへ

より安全・安心なバスを利用頂くため、新たな安全対策を実施しています!



長距離運行を行う場合 には、交替運転者を配置 することとなりました!

※ 過労運転防止のため、実車距離や運転時間の 上限を超えてワンマン運行することを禁止しました。

安全性などを確認して 設置されたバス停留所から、 安心してご利用 頂けるようになりました!



※ 新しい高速乗合バス制度により、従来の高速ツアーバスの乗降場所を安全性が確認された「停留所」として明確にしました。



バス事業者がルールを 守って運行しているか、 点検を行っています!

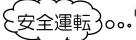
※点検の際、職員が事業者に対して 指導を行っています。



国土交通省

平成25年4月以降 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の策定と実施

平成25年8月から 実施した安全対策





安全対策	内容
高速ツアーバスの新高速乗合	乗合バス事業者が安全確保・利用者保護の責任を
バスへの移行・一本化	一元的に担う制度になりました。
過労運転防止のための交替	運転者の過労運転を防止するため、ワンマン運行の上限
運転者の配置基準の策定	距離等を定めました。

交替運転者の配置基準

新高速乗合バス・貸切バス

| 夜 | ^{距離・}/ | 時間:| | **間** | 演件で

距離:原則実車距離400kmまで

時間:原則運転時間9時間まで

連続乗務:連続4夜まで

シマン運行 昼間

距離:原則実車距離500kmまで

時間:原則運転時間9時間まで

※上記は主なもので、その他様々なルールがあります。

平成25年10月から 実施した安全対策

安全運転



安全対策	内容
運輸安全マネジメントの 実施義務付け対象の拡大	バス事業者に対して、安全を最優先する風土·管理 体制を構築させました。
集中的な監査と処分の厳格化	悪質な事業者に対して集中的に監査を実施し、処分 の厳格化を図りました。

高速・貸切バスの安全対策は、国土交通省のホームページ にも掲載しておりますので、是非ご覧下さい! ⇒ ⇒ ⇒



国土交通省

